なお、専任を要する期間は、工事現場が稼動（準備工事を含む）している期間（平成24年９月から平成26年12月までを予定）とする。

なお、複数の主任（監理）技術者を配置する場合は、下記の期間とする。

・架設工に係る工事の経験を有する技術者は工事現場が稼動している期間。
・溶接工に係る工事の経験を有する技術者は溶接工工事が稼動している期間。
・ＰＣ橋上部工に係る工事の経験を有する技術者はＰＣ橋上部工工事が稼動している期間。

②　配置予定技術者の工事経験

㈠　単体及び特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　現場代理人、主任（監理）技術者のうち１名以上が、平成13年度以降に元請けとして竣工した、次に掲げる工事の施工実績を有すること。

ただし、次に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。

また、現場代理人の他､複数の主任(監理）技術者を配置することができることとし、すべての工種の経験を同一の者が有している必要はない。なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

なお、現場代理人としての実績においては、この限りでない。

１）鋼橋上部工
　工場製作
　　ア）鋼アーチ橋の工場製作
　架設工
　　イ）送出し架設工法により架設した鋼箱桁橋の工事
　溶接工
　　ウ）鋼上部工又は鋼製橋脚で突合せによる現場溶接をした工事
２）ＰＣ橋上部工
　　エ）固定支保工により架設したＰＣ連続箱桁橋の工事

㈡　特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合　特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する経営事項評価点数が1,180点以上の鋼橋上部工工事の構成員が配置する現場代理人、主任（監理）技術者のうち１名以上が、平成13年度以降に元請けとして竣工した、次に掲げるア)、イ）及びウ）の施工実績を有すること。ただし、鋼橋上部工工事を２者以上で施工する場合は、各施工者が配置するものとする。

また、特定建設工事共同企業体(乙型)を構成する経営事項評価点数が1,170点以上のＰＣ橋上部工工事の構成員が配置する現場代理人、主任（監理）技術者のうち１名以上が、平成13年度以降に元請けとして竣工した、次に掲げるエ）の施工実績を有すること。ただし、ＰＣ橋上部工工事を２者以上で施工する場合は、各施工者が配置するものとする。

ただし、同一工事で施工実績を有する必要はない。なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。なお、現場代理人としての実績においては､この限りでない。

１）鋼橋上部工
　工場製作
　　ア）鋼アーチ橋の工場製作
　架設工
　　イ）送出し架設工法により架設した鋼箱桁橋の工事
　溶接工
　　ウ）鋼上部工又は鋼製橋脚で突合せによる現場溶接をした工事
２）ＰＣ橋上部工
　　エ）固定支保工により架設したＰＣ連続箱桁橋の工事
　　なお、鋼橋上部工又はＰＣ橋上部工を特定建設工事共同企業体（甲型）で施工する場合は、上記⑴特定建設工事共同企業体(甲型)の場合によるものとする。

③　専任の主任（監理）技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

④　監理技術者にあっては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑹　次に掲げる基準を満たす設計管理技術者及び照査技術者を設計業務の履行にあたり配置できること。

①　設計管理技術者　設計管理技術者は、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、下記のいずれかに該当する者で、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

㈠　技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート)］の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者。

ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあっては、７年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に４年以上従事している者。

㈡　技術士［総合技術監理部門（建設－鋼構造及びコンクリート)］の資格保有者。

㈢　ＲＣＣＭ［鋼構造及びコンクリート部門］の資格保有者。

②　照査技術者　照査技術者は、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、下記のいずれかに該当する者又はその者と同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。なお、照査技術者は設計管理技術者を兼ねることができない。

㈠　技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート)］の資格保有者。

ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあっては、７年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に４年以上従事している者。

㈡　技術士［総合技術監理部門（建設－鋼構造及びコンクリート)］の資格保有者。

㈢　ＲＣＣＭ［鋼構造及びコンクリート部門］資格保有者。

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)について は、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。技術資料提出期限までに当該認定を受けていない場合にも技術資料を提出できるが、この場合、技術資料提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の確認を受けるためには競争参加資格確認結果通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「確認資料」という。)の提出期限の日から開札の日までの期間に､「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき､「地域１」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑻　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

①　各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし､相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

②　各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

③　中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）又は共同企業体協定書（乙）による協定書（案）が提出されていること。ただし、共同企業体協定書(甲)による協定書（案）の場合は、各構成員が鋼橋上部工工事とＰＣ橋上部工工事の有資格者であること。

④　特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合の各構成員の出資比率は、２社で構成される場合にあっては30%以上、３社で構成される場合にあっては20%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。